

登園証明書

様式1

保護者の方へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について主治医による登園証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

医療機関の方へ

証明書料につきましては荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。診察料は通常診療（健康保険）扱いです。なお、荒川区医師会所属医療機関以外での証明書料につきましてはこの限りではありません。

保育園・こども園

年 組

氏名

生年月日 平成・令和 年 月 日

上記の者は、すでに症状が回復し「登園のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になったので登園可能と考えます。

令和 年 月 日

医療機関：

医師氏名：

印

○印	病名	登校（園）のめやす
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
	風しん	発しんが消失してから
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること （抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	急性細気管支炎（RSウイルス感染等）	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	伝染性膿痂疹	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できること
	その他（ ）	

厚生労働省「保育園における感染症ガイドライン」より